

# 利用規約

本規約は、日本ビジョンサービス 株式会社（以下「当社」という。）が提供する「Vプラン」（以下「本サービス」という。）における静止画制作業務の委託に関し、基本的事項を定めることを目的とする。

## 第1章 総則

### 第1条（適用）

本規約は、顧客（当社に静止画制作を委託するために本サービスを利用しようとする者という。）と当社との間の本サービスの利用に関わる一切の關係に適用されるものとする。

### 第2条（契約成立・変更）

顧客（以下「申込者」という。）が本サイト上で本規約の内容を確認し、これに同意した上で、本サービスを申し込んだ時点で、当社と申込者との間に本規約に定める内容の契約（以下「本契約」という。）が成立するものとする（以下、本契約成立後の申込者を「委託者」という。）。

2. 委託者は、本規約の内容が事前の予告なく変更される場合があることについて予め承諾する。ただし、この場合、当社は、委託者に対して、変更の通知を行うものとする。

3. 前項による規約変更の通知後に委託者が本サイトを利用したときは、委託者は当該変更同意したもののみならず、以後は変更後の規約が当社と委託者との間に適用されるものとする。

### 第3条（禁止事項）

委託者は、本サービスの利用にあたり、以下の行為をしてはならない。

- (1) 法令または公序良俗に違反する行為
- (2) 犯罪行為に関連する行為
- (3) 当社のサーバーまたはネットワークの機能を破壊したり、妨害したりする行為
- (4) 当社のサービスの運営を妨害するおそれのある行為
- (5) 他のユーザーに関する個人情報等を収集または蓄積する行為
- (6) 他のユーザーに成りすます行為
- (7) 当社のサービスに関連して、反社会的勢力に対して直接または間接に利益を供与する行為

- (8) 当社、本サービスの他の利用者または第三者の知的財産権、肖像権、プライバシー、名誉その他の権利または利益を侵害する行為
- (9) 宗教活動または宗教団体への勧誘行為
- (10) その他、当社が不適切と判断する行為

## 第2章 静止画制作の委託

### 第4条（利用料金および支払方法）

委託者は、本サービス利用の対価として、当社が別途定め、本ウェブサイトに表示する利用料金を、当社が指定する方法により支払うものとする。ただし消費税は別途委託者の負担とする。

### 第5条（費用負担）

本サービスに必要な費用は原則として当社の負担とする。但し、委託者の負担とすることを事前に委託者が承諾した費用については、委託者の負担とする。

### 第6条（素材等）

当社が本サービスに際して委託者より素材、その他資料等（以下「素材等」という）の提供を受けた場合、当社は、素材等を善良なる管理者の注意をもって使用および管理し、本サービス以外の目的で使用しないものとする。また、当社は、納品後不要となったとき、または委託者から要求があるときは、速やかに素材等を委託者に返却するものとする。

2. 本サービスに際して委託者から当社に提供され、当社が使用する委託者の商号、商標、ロゴマーク等（以下「委託者商標等」という）があるときは、当社は委託者商標等を本サービスの目的範囲内においてのみ無償で使用するものとする。
3. 前項により当社が委託者商標等を使用するときは、委託者の定める使用基準に従うものとする。
4. 当社は、第1項で委託者より提供を受けた素材等の内容が法令、ガイドラインに照らし適切ではない場合、直ちに委託者に書面または電子メールをもって指摘するものとし、代替の素材等について委託者および当社は協議を行うものとする。

## 第3章 その他

### 第7条（秘密情報の保持）

当社は、本サービスに際して知り得た委託者の技術上、営業上その他一切の秘密情報を、委託者の事前の承諾なくして開示漏洩してはならないものとする。

### 第8条（権利義務の譲渡禁止）

委託者および当社は、相手方の事前の承諾なしに、本契約により生じた権利義務を第三者に譲渡、その他処分しないものとする。

### 第9条（再利用権の設定等）

委託者は許諾制作物を自ら利用するほか、当該許諾制作物を改変（翻案および翻訳を含む。以下同じ。）および複製する権利、ならびに第三者に対して再利用権を設定する権利を原則として有しない。ただし、当該許諾制作物に関する使用条件に反することなく、また、当社が同意する場合は、この限りではない。

### 第10条（納入、検査）

本サービスに際して当社から委託者に納入すべき成果（提供される役務を含み、以下「成果」という）がある場合、当社は、個々の申込書に定められる納期までに指定された場所に、当該成果を納入し、委託者に引き渡すものとする。

2. 委託者は当社が成果を引渡した後、成果の検査を行うものとし、委託者が不合格と判断した場合には、遅滞なく当社に通知し、当社はその後措置について委託者の指示を仰ぐものとする。

3. 前項の検査の結果合格となった時点において成果の引渡しが完了し、これをもって本サービスの完了とする。

4. 成果の所有権は、前項の引渡しのと きを もってすべて委託者に帰属するものとし、委託者は当社から何らの制約を受けることなく、成果を自由に使用収益または処分できるものとする。

### 第11条（危険負担）

本サービスに際して当社から委託者へ納入すべき成果がある場合、引渡しの完了前に生じた成果物の全部又は一部につき滅失毀損等一切の危険については、委託者の責に帰すべき場合を除き、当社がこれを負担するものとする。

2. 引渡し完了後に成果物の全部又は一部につき滅失毀損が生じた場合には、当社の責に帰すべき場合を除き、その滅失毀損は委託者の負担とする。

## 第 12 条（知的財産権の帰属）

静止画制作上のコンテンツの著作権（著作権法第 27 条、第 28 条の権利を含む。）及び工業所有権（特許権、意匠権、商標権及びこれらを受ける権利を含む。以下、著作権とあわせて「知的財産権」という。）は、委託者に帰属するものとする。ただし、本契約締結前から乙又は第三者が有していたノウハウ、知的財産権については、乙又は第三者に留保される。

## 第 13 条（情報の保存）

当社は、委託者が送受信したメッセージその他の情報を運営上一定期間保存していた場合であっても、かかる情報を保存する義務を負うものではなく、当社はいつでもこれらの情報を削除できるものとする。

## 第 14 条（権利保証）

本サービスに際して当社から委託者へ納入すべき成果がある場合、当該成果の委託者による使用にあたり、当社は委託者に対し、第 3 条により提供される素材等を除き、成果（完成納入物ばかりでなく中間納入された一切のものを含む）が第三者（成果について、撮影者、デザイナー、その他制作に寄与した者、および成果に使用される原作者等がある場合、これらの者も含む）の著作権等の権利を侵害していないことを保証する。なお、委託者がその成果の使用にあたって、第三者より権利侵害等の主張を受け紛争に巻き込まれた場合、当社は、自己の費用と責任において当該紛争を解決し、委託者に一切の損害をおよぼさないものとする。

## 第 15 条（報告義務）

当社は、委託者に対し、本サービスの進捗状況等、委託者が要求する事項があるときは、これについて速やかに報告を行うものとする。

2. 委託者は何時にても当社に対し、本サービスの処理、進捗状況等の報告を求められることができる。

## 第 16 条（瑕疵担保責任）

本サービス完了後、1 年以内に、本サービス瑕疵が発見された場合には、当社は委託者の指示に従い、直ちに完全な履行となるような追完、代替措置、委託料の減額またはこれに代わる損害賠償を行うものとする。

## 第 17 条（天災等）

公共の必要、天災、非常事態の発生、労働紛争・停電・中継回線の故障や不具合等、当社の責によらず当社の本サービスが不能または困難となった場合、委託者が被る損害について、当社はその責任を負わないものとし、委託者の当社に対する委託料の支払いも応じ

て免責されるものとする。

#### 第 18 条（損害賠償義務）

委託者または当社は、自己の責により、相手方または第三者が損害を被った場合、当該相手方または第三者に生じた損害を賠償するものとする。

#### 第 19 条（反社会的勢力の排除）

委託者および当社は、現在または過去5年以内において、自己または自己の役員が、暴力団その他これらに準ずる者に該当しないこと、および将来にわたっても該当しないことを確約するものとする。

2. 委託者および当社が、前項の確約に違反した場合には、相手方即時に申込みをお断りすることができるものとする。

#### 第 20 条（準拠法および管轄裁判所）

本サービスおよびその利用に関する準拠法は日本法とし、本サービスおよびその利用に関して生じる一切の紛争については、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

#### 第 21 条（協議解決）

利用規約に定めない事項が生じた場合、または解釈に疑義が生じた場合は、委託者と当社は、お互いに誠意をもって協議し、その解決を図るものとする。

#### 第 22 条（存続条項）

本サービス終了後も、第 6 条（素材等）、第 7 条（秘密情報の保持）、第 8 条（権利義務の譲渡禁止）、第 9 条（再利用権の設定等）、第 12 条（知的財産権の帰属）、第 13 条（情報の保存）、第 14 条（権利保証）、第 16 条（瑕疵担保責任）、第 18 条（損害賠償義務）、第 19 条（反社会的勢力の排除）、第 20 条（準拠法および管轄裁判所）、第 21 条（協議解決）、および本条は有効に存続するものとする。

付則

この規約は2015年4月1日から実施します。